

定時株主総会 招集ご通知

目次

株主総会招集ご通知	1頁
添付書類	3頁
事業報告	3頁
連結計算書類	19頁
計算書類	22頁
監査報告書	25頁
株主総会参考書類	29頁
第1号議案	
・定款一部変更の件	29頁
第2号議案	
・取締役(監査等委員である取締役を除く。) 6名選任の件	37頁
第3号議案	
・監査等委員である取締役3名選任の件	40頁
第4号議案	
・補欠の監査等委員である取締役2名選任の件	42頁
第5号議案	
・取締役(監査等委員である取締役を除く。) 報酬額設定の件	43頁
第6号議案	
・監査等委員である取締役の報酬額設定の件	43頁
第7号議案	
・退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件	44頁

【開催日時】

2015年6月25日(木曜日)
午前10時(受付開始：午前9時)

【開催場所】

加古川プラザホテル 2階
兵庫県加古川市加古川町溝之口527番地



ロジン(松脂)

株主の皆様へ

2015年6月5日
東京都中央区日本橋3丁目8-4**ハリマ化成グループ株式会社**

代表取締役社長 長谷川 吉弘

第73期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申し上げます。なお、当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。当日ご出席いただけない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2015年6月24日(水曜日)午後5時20分までに到着**するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2015年6月25日(木曜日)午前10時
2. 場 所 兵庫県加古川市加古川町溝之口527番地
加古川プラザホテル 2階 (裏表紙の「株主総会会場のご案内」をご参照ください)
3. 会議の目的事項
 - 報告事項
 1. 第73期(2014年4月1日から2015年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第73期(2014年4月1日から2015年3月31日まで)計算書類報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件
 - 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
 - 第7号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

議決権行使についてのご案内

議決権は、株主の皆様が当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。

議決権の行使方法は、以下の方法がございます。

株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

株主総会に ご出席の場合

開催日時：2015年6月25日(木曜日)午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、
会場受付にご提出ください。

書面により 行使される場合

行使期限：2015年6月24日(水曜日)午後5時20分

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、
2015年6月24日(水曜日)午後5時20分までに到着するよう
ご送付ください。

株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。(http://www.harima.co.jp/)

本招集ご通知に際し提供すべき書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および定款第14条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.harima.co.jp/ir/library/resolution.html) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

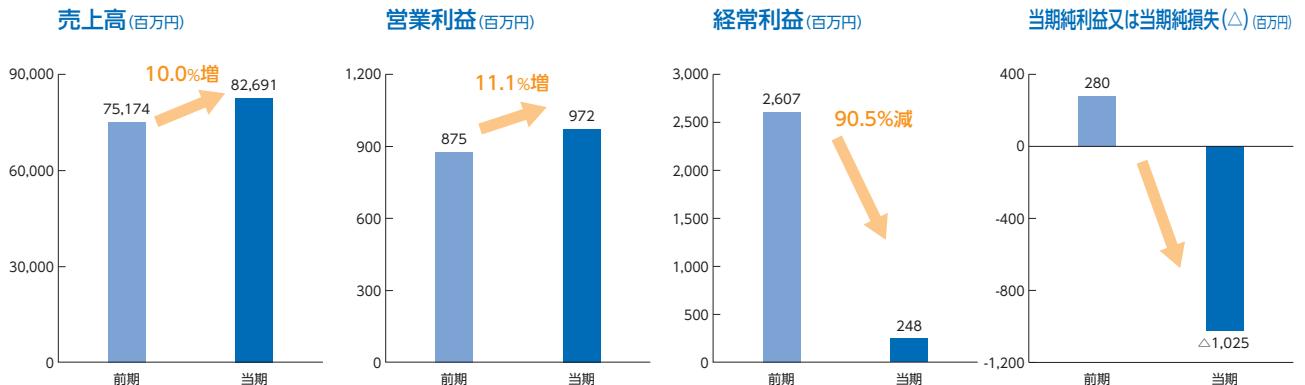
当期における世界経済は、金融緩和政策の拡大により、原油価格の下落とともに、欧州における金融不安の再燃や中国をはじめとする新興国の経済成長に下振れリスクが懸念される状況が続きました。米国では、雇用情勢の改善を背景に景気の回復が進みました。一方、国内経済は前期の消費増税前の駆け込み需要に対する反動から景気後退の懸念がありましたが、円安の影響で輸出関連企業を中心に企業収益の改善が見られ、雇用情勢の改善、設備投資の持ち直しなどで、緩やかな回復基調となりました。

当社グループを取り巻く経営の環境は、海外事業につきましては、円安の影響で海外売上高は増加しましたが、欧米を主力市場とするローター社の業績が他社との競争により、厳しい状況で推移しました。国内事業につきましては、円安により海外から調達している原料価格が上昇したものの、製品価格の見直しなどにより収益は改善しました。

その結果、当社の連結業績につきましては、売上高は、826億9千1百万円となり、前期に比べ75億1千7百万円(10.0%)の増収となりました。

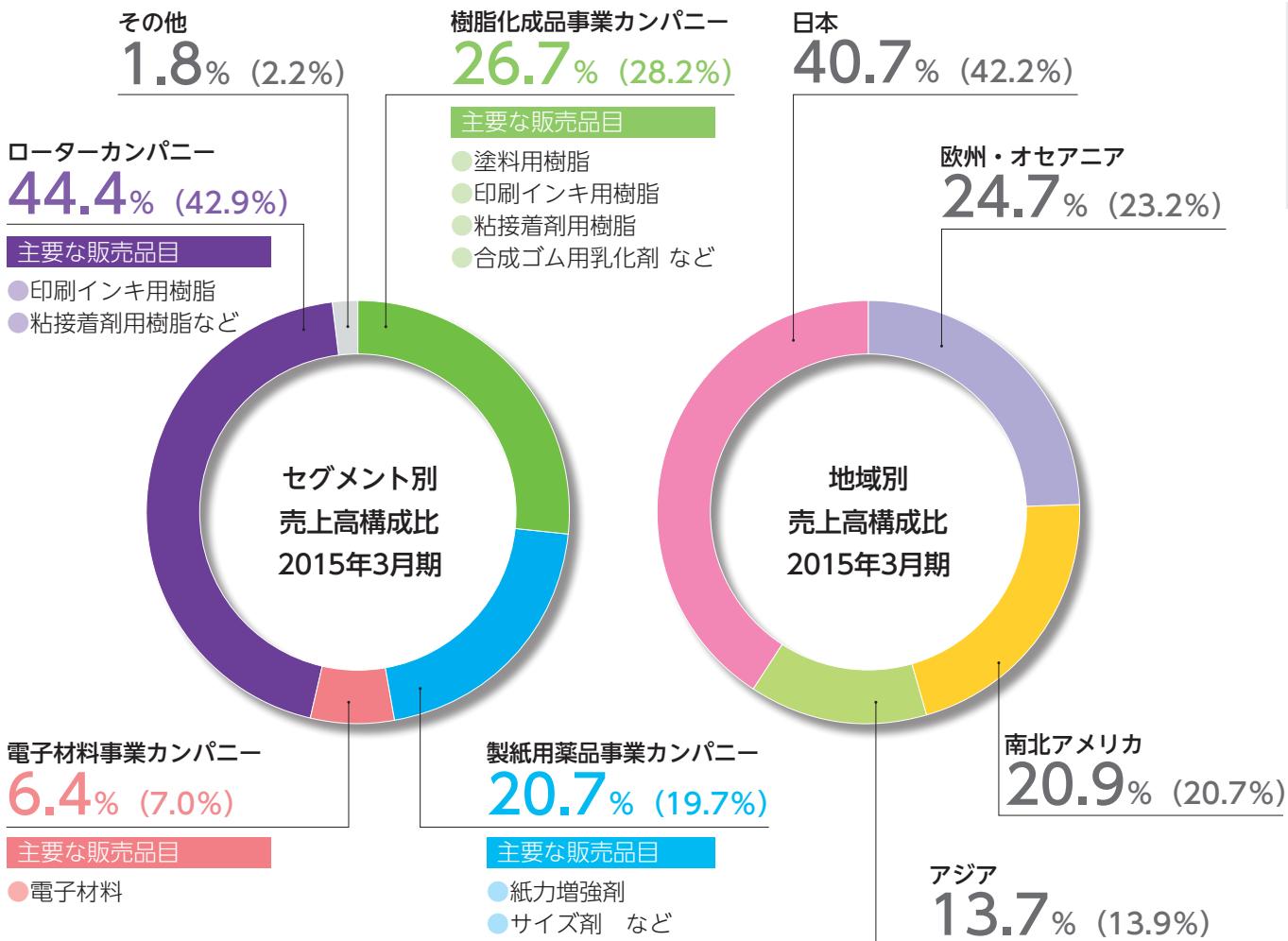
利益面では、営業利益は、9億7千2百万円となり、前期に比べ9千7百万円(11.1%)の増益となりました。経常利益は、為替差損6億1千万円により2億4千8百万円となり、前期に比べ23億5千9百万円(△90.5%)の減益となりました。また、固定資産の減損損失4億5千2百万円を含む特別損失6億5千4百万円により、当期純損失は、10億2千5百万円となり、前期に比べ13億5百万円の減益となりました。

■ 連結業績



■ セグメント別、地域別売上高構成比

()内は前期の比率です。



セグメント別経営成績の概要

樹脂化成品事業カンパニー

▶ 売上高(百万円)



▶ セグメント利益(百万円)



印刷インキは、世界的に商業印刷の減少が進んでおり、国内でも新聞、雑誌の発行部数の減少などにより縮小傾向が続いています。当社は、中国・東南アジア・南米など海外の販売は好調だったものの、平版インキ用樹脂の国内販売は低迷し、印刷インキ用樹脂の売上高は前期に比べ減少しました。

塗料は、消費増税前の駆け込み需要による反動減がありました。期後半の急激な円安により輸出関連商品を中心に堅調に推移したことから、前年並みとなりました。当社は、主力商品である建築外装用塗料向け樹脂の販売が住宅着工件数の減少などにより不調だったものの、企業の設備投資が上向いたことから、塗料用樹脂全体の販売は前期並みとなりました。

合成ゴムは、自動車業界が消費増税前の駆け込み需要による反動減により、4月以降前年割りで推移した影響などを受け、前年対比で減少しました。これにより当社の合成ゴム用乳化剤の販売も前期に比べ微減となりました。

粘接着剤用樹脂は、国内は前年並みの販売実績で堅調に推移し、中国および南米市場では、ロジン系を中心に新たな顧客の開拓を進めました。

新規分野では、タブレット端末のタッチパネルなどに用いられる機能性塗工剤を製造する工場を兵庫県加古川市に新設したことから、光学フィルム用表面塗工剤の販売も伸長しました。

製紙用薬品事業カンパニー

▶ 売上高(百万円)



▶ セグメント利益(百万円)



国内の製紙業界は、印刷情報用紙の生産量では前年割れが続いているものの、段ボール等の板紙の生産量は、前年並みに推移したため、当社の国内製紙用薬品の販売は回復基調となりました。米国子会社は新規製品の販売が引き続き好調に推移しました。中国では、紙・板紙生産の増加率は低下しているものの、当社の中国子会社の業績は堅調に推移しました。

電子材料事業カンパニー

▶ 売上高 (百万円)



▶ セグメント利益 (百万円)



当部門が主に関連する自動車業界の生産台数は、海外は前年並みとなったものの、国内は前年に比べ減少しました。

当社の主要製品である自動車用熱交換器に使用されるろう付け材料は、前年並みの販売となりました。溶ダペーストは、当社と自動車部品メーカーで共同開発したカーエレクトロニクス向け鉛フリー溶ダペーストの新製品販売が伸びなかったことから、前期に比べ減少しました。一方、銅スルーホール用導電性ペーストや半導体用機能性樹脂は、前期に比べ増加しました。

ローターカンパニー

▶ 売上高 (百万円)



▶ セグメント損失(△) (百万円)



当部門の主要製品である印刷インキ用樹脂は、主力である欧米市場での需要が弱含みに推移する中、欧州は販売増加となったものの、北米の販売減少が響き採算は悪化しました。粘着剤用樹脂は、販売量が南米で減少し、欧州、米国で増加しましたが、世界的な販売価格競争の激化と原料コスト高により採算は悪化しました。

厳しい経営状況の中、北米、中国での製造拠点の撤退と集約、南米での生産設備の増強など事業構造の改善に努めました。

当期より、当社グループの収益管理指標を経常利益から営業利益に変更したことに伴い、セグメント利益の測定方法を変更しております。なお、前期のセグメント利益は変更後のセグメント利益に置き換えて比較しております。

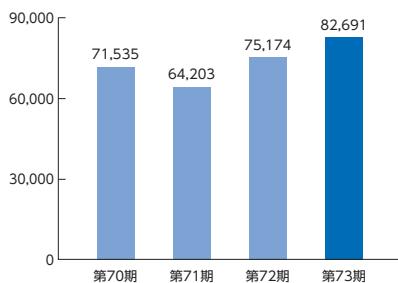
(2) 財産および損益の状況

■ 当社グループの財産および損益の状況 (単位：百万円)

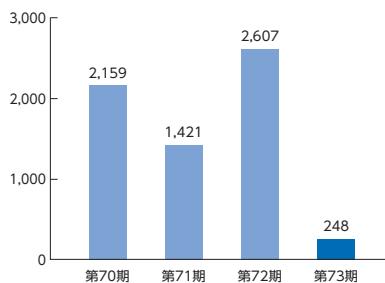
	第70期 (2012年3月期)	第71期 (2013年3月期)	第72期 (2014年3月期)	第73期 (2015年3月期)
売上高	71,535	64,203	75,174	82,691
経常利益	2,159	1,421	2,607	248
当期純利益又は当期純損失(△)	1,011	216	280	△1,025
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (単位：円)	38.99	8.33	10.80	△39.53
総資産	63,428	61,355	70,471	75,255
純資産	29,581	29,822	31,465	33,079

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

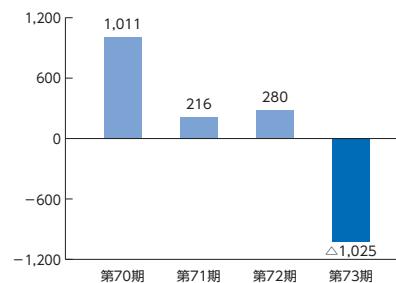
売上高(百万円)



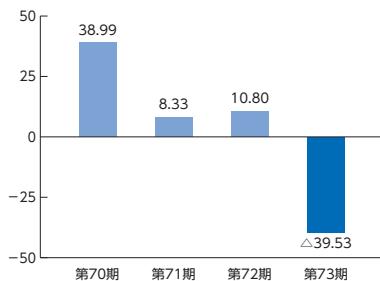
経常利益(百万円)



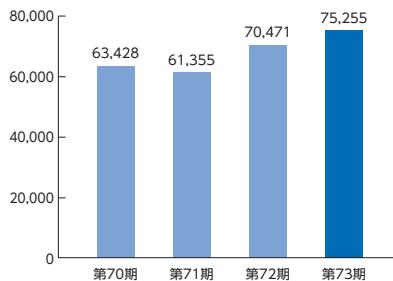
当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)



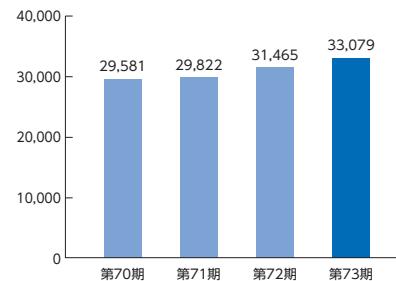
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)



総資産(百万円)



純資産(百万円)

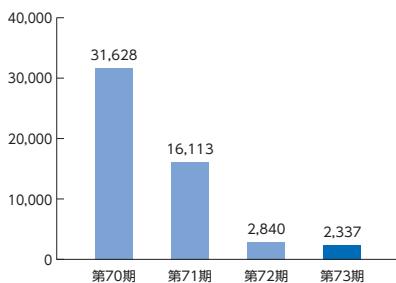


■ 当社の財産および損益の状況 (単位：百万円)

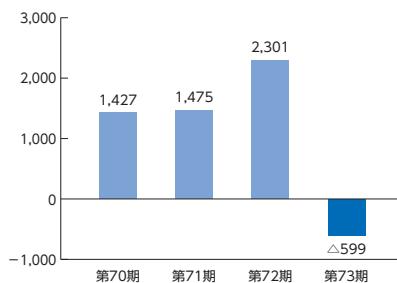
	第70期 (2012年3月期)	第71期 (2013年3月期)	第72期 (2014年3月期)	第73期 (2015年3月期)
売上高又は営業収益	31,628	16,113	2,840	2,337
経常利益又は経常損失(△)	1,427	1,475	2,301	△599
当期純利益又は当期純損失(△)	1,033	834	△1,595	△965
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(単位：円)	39.82	32.16	△61.50	△37.22
総 資 産	51,441	44,180	45,483	47,081
純 資 産	27,164	27,921	26,349	25,598

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 2. 第71期以降の当社の財産および損益の状況は、2012年10月1日付で純粋持株会社へ移行した為、第70期以前と比較して大きく変動しております。

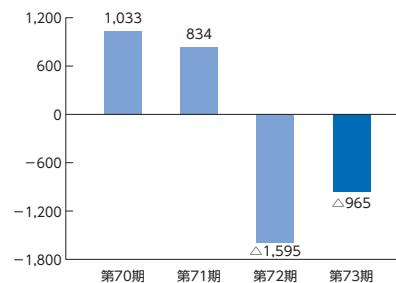
売上高又は営業収益(百万円)



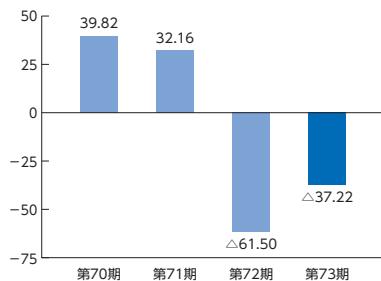
経常利益又は経常損失(△)(百万円)



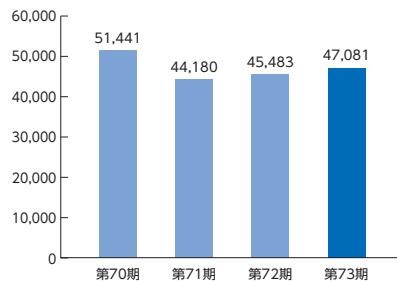
当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)



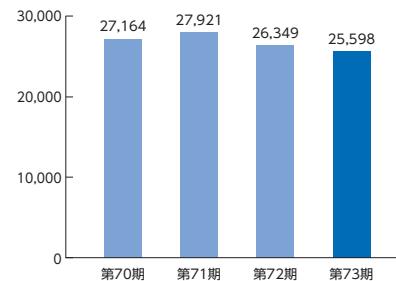
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)



総資産(百万円)



純資産(百万円)



(3)設備投資および資金調達状況

当期の設備投資額は、25億8百万円で、主なものはハリマ化成株式会社の太陽光発電設備の新設、機能性塗工剤製造工場の建設であります。

なお、これらに要する資金は自己資金および一部借入金により充当しました。

(4)対処すべき課題

①当社グループは、トールロジンとガムロジンの2種類のロジンをグローバルに生産するメーカーとしての特長を活かした事業展開を基本としておりますが、世界有数のロジン誘導体メーカーとして、更にこの分野での技術力を高めるとともに、今後も成長が期待される情報技術や環境、電子材料、エネルギー関連材料などの分野に対しても、開発テーマの選択と集中を図り新製品開発を強化してまいります。

②品質およびコスト競争力を高めることによる国際的な市場の開拓と国際競争力の強化、また原材料の価格変動に影響されにくい高収益体制の構築といった課題へ対応するとともに、特にローターの業績を早期に回復させるよう、当社グループ一丸となって取り組んでまいります。

(5)主要な事業内容 (2015年3月31日現在)

当社グループの企業集団は、樹脂化成品、製紙用薬品、電子材料等の製造販売を主な内容として、カンパニー制のもと事業活動を展開しております。

事業部門	事業内容
樹脂化成品事業	塗料用樹脂・印刷インキ用樹脂・粘接着剤用樹脂・トール油製品・合成ゴム用乳化剤
製紙用薬品事業	紙力増強剤・サイズ剤・表面塗工剤
電子材料事業	電子材料

(6)重要な親会社および子会社の状況 (2015年3月31日現在)

①親会社の状況

該当事項はありません。

②子会社の状況

名 称	出資比率	主要な事業内容
ハリマ化成株式会社	100%	樹脂化成品、製紙用薬品、電子材料などの製造販売
ハリマ化成商事株式会社	100	不動産管理など
株式会社セブンリバー	100	業務用洗剤などの製造販売
ハリマエムアイディ株式会社	75	トール油製品の製造販売
ハリマ化成ポリマー株式会社	100	印刷インキ用樹脂などの製造
株式会社日本フィラーメタルズ	100	電子材料の製造販売
ハリマドブラジルインダストリアキミカLTDA.	99.75	ロジンおよびロジン誘導体の製造販売
HARIMA USA, Inc.	100	米国での原料調達、事業支援および米国グループ会社2社の持株会社
杭州杭化哈利瑪化工有限公司	56.07	製紙用薬品の製造販売
杭州哈利瑪電材技術有限公司	85	電子材料の製造販売
ハリマテックマレーシア Sdn. Bhd.	85	電子材料の製造販売
南寧哈利瑪化工有限公司	95	ロジンおよびロジン誘導体の製造販売
ハリマテックチェコ s. r. o.	100	電子材料の製造販売
信宜日紅樹脂化工有限公司	100	ロジンおよびロジン誘導体の製造販売
ローターB.V. (Lawter B.V.)	97.68	ローター各社の統括
哈利瑪化成管理(上海)有限公司	100	中国グループ会社に対する資金、財務、経営などの管理・支援

(7) 主要な営業所および工場ならびに従業員の状況 (2015年3月31日現在)

① 主要な営業所および工場

■ 当社

名 称	所 在 地
東京本社	東京都中央区
大阪本社	大阪市中央区

■ 子会社等の主な製造拠点および研究開発拠点

名 称	所 在 地
ハリマ化成株式会社	本社所在国：日本
加古川製造所	兵庫県加古川市
富士工場	静岡県富士市
東京工場	埼玉県草加市
中央研究所	兵庫県加古川市
筑波研究所	茨城県つくば市
ハリマエムアイディ株式会社	本社所在国：日本
加古川工場	兵庫県加古川市
ローター BVBA	本社所在国：ベルギー
カロ工場	ベルギー・カロ
プラズミン テクノロジー, Inc.	本社所在国：米国
ベイミネット工場	米国アラバマ州
杭州杭化哈利瑪化工有限公司	本社所在国：中国
杭州工場	中国浙江省杭州市

② 従業員の状況

■ 当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,464名	56名減

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 前期比減少の主な理由は海外グループ会社の売却によるものであります。

■ 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
57名	1名増
平均年齢	平均勤続年数
42.8才	11.5年

(注) 従業員数は就業人員であります。

(8) 主要な借入先および借入額

借 入 先	借入金残高(百万円)
株式会社三井住友銀行	12,204

(9) 前各号に掲げるもののほか、企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式および新株予約権等に関する事項 (2015年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

59,500,000株

(2) 発行済株式の総数

26,080,396株(自己株式131,642株含む)

(3) 株主数

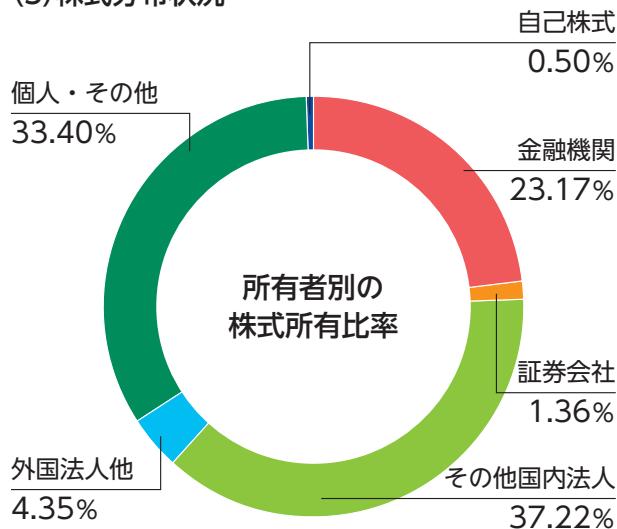
3,113名

(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
長谷川興産株式会社	4,558	17.56
長谷川 吉弘	1,738	6.69
株式会社三井住友銀行	1,094	4.21
ハリマ化成共栄会	1,033	3.98
公益財団法人松籟科学技術振興財団	805	3.10
兵庫県信用農業協同組合連合会	728	2.80
株式会社みなと銀行	692	2.66
有限会社松籟	687	2.64
京阪神興業株式会社	672	2.58
株式会社三菱東京UFJ銀行	476	1.83

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式(131,642株)を減じた株式数(25,948,754株)を基準に算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) 株式分布状況



(6) 新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (2015年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	長谷川 吉弘	ハリマ化成株式会社 代表取締役社長 ハリマ化成商事株式会社 代表取締役社長 ハリマエムアイディ株式会社 代表取締役社長 ローター社 会長 公益財団法人松籟科学技術振興財団 理事長
常務取締役	河野 政直	常務執行役員 事業カンパニー部門統括兼樹脂・化成品事業カンパニー長 ハリマ化成株式会社 取締役
常務取締役	金城 照夫	常務執行役員 本社グループ管理部門統括 ハリマ化成株式会社 取締役
常務取締役	稲葉 正志	常務執行役員 研究開発部門統括兼研究開発カンパニー長
常務取締役	谷中 一郎	常務執行役員 ローター社 社長兼CEO
常勤監査役	田中 饒一良	ハリマ化成株式会社 常勤監査役
監査役	道上 達也	弁護士
監査役	平松 秀則	神戸電鉄株式会社 社外取締役

- (注) 1. 監査役道上達也氏および平松秀則氏は、社外監査役であります。
2. 監査役平松秀則氏は、金融機関で長年勤務した経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員は以下のとおりであります。

常務執行役員 河野 政直	執行役員 柴田 光
常務執行役員 金城 照夫	執行役員 片岡 良平
常務執行役員 稲葉 正志	執行役員 山田 英男
常務執行役員 谷中 一郎	執行役員 福田 稔
上席執行役員 岩佐 哲	執行役員 佐藤 尚人
上席執行役員 松葉 頼重	執行役員 柏木 哲也
上席執行役員 松田 幸信	執行役員 岸本 泰久
上席執行役員 土田 史明	執行役員 田岡 俊一郎
	執行役員 上辻 清隆
	執行役員 隈元 聖史

4. 2014年6月26日開催の第72期定時株主総会終結の時をもって専務取締役牧野信夫氏、取締役岩佐哲氏、松葉頼重氏、水谷安裕氏、松田幸信氏、清野光則氏および土田史明氏が退任いたしました。
5. 2010年6月25日開催の第68期定時株主総会において、社外取締役と責任限定契約を締結できる旨の定款変更を行い、当社の事業特性や環境を踏まえて、適切な監督、助言をいただける社外取締役候補者を探しておりましたが、当期末時点で社外取締役を置くことができませんでした。なお、当期にかかる第73期定時株主総会にて、監査等委員会設置会社へ移行するための定款一部変更の議案が承認されることを条件に、社外取締役2名を選任する議案を上程いたします。

(2) 責任限定契約の内容と概要

当社と各社外監査役とは、当社定款および会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額	摘 要
取 締 役	12名	134百万円	(注) 1、2、3、4
監 査 役	3名	27百万円	(注) 1、2、3
(う ち 社 外)	(2名)	(10百万円)	
計	15名	161百万円	

(注) 1. 取締役の報酬限度額(年額)は第72期定時株主総会決議に基づき300百万円、監査役の報酬限度額(年額)は第65期定時株主総会決議に基づき48百万円となっております。ただし、使用人兼務取締役の使用人給与相当額(賞与等)は含んでおりません。

2. 報酬等の総額には、当期中に費用処理した役員退職慰労引当金繰入額32百万円を含めております。

3. 期末日現在の人員は取締役5名、監査役3名であります。

4. 取締役の人数には、当期に退任した取締役7名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外監査役平松秀則氏は神戸電鉄株式会社の社外取締役を兼務しております。

なお、当社は、神戸電鉄株式会社との間には重要な取引関係はありません。

② 各社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	出席 回数／取締役会 回 数	出席 回数／監査役会 回 数	発 言 状 況
社外監査役	道 上 達 也	15回／16回	9回／9回	主に弁護士としての専門的見地から、議案、審議などにつき必要な発言を適宜しております。
社外監査役	平 松 秀 則	15回／16回	9回／9回	主に経営管理の観点から、議案、審議などにつき必要な発言を適宜しております。

(注) 監査役道上達也氏および平松秀則氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

4. 会計監査人に関する事項

(1)名称

有限責任監査法人トーマツ

(2)報酬等の額

- | | |
|---------------------------------------|-------|
| ①当社の会計監査人としての当期に係る報酬等の額 | 42百万円 |
| ②当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 61百万円 |
- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、(2)①に記載の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社の重要な子会社のうち、Lawter B.V.等は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3)解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人が会社法・公認会計士法などの法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規程に則り「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」を株主総会の付議議案とすることを決議いたします。

5. 会社の体制および方針(2015年4月21日現在)

当社グループの会社の体制および方針は下記のとおりであります。

(1)取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社グループの取締役および使用人は、とるべき行動の基準、規範を示した「ハリマグローバル企業行動基準」を遵守し、職制を通じて適正な業務執行の徹底と監督を行うとともに、問題があった場合は法令および就業規則に則り厳正に措置する。
- ②コンプライアンス体制の充実、強化を推進するため取締役を中心に構成する企業倫理委員会を置く。また直接使用人から通報、相談を受ける相談窓口を社内、社外に設け、匿名での通報を認めるとともに、通報者に対する不利益な取扱いの防止を社内規程に明記し厳正に運用する。
- ③業務執行部門から独立した監査グループが定期的または随時に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、経営層および監査役に報告する。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が社内規程に基づいて決裁した文書など、

取締役の職務執行に係る情報を適正に記録し、法令および社内規程などに基づき保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人などが閲覧、謄写可能な状態にて管理する。

- ②法令および取引所適時開示規則に則り必要な情報開示を行う。
- ③取締役の職務執行に係る情報の作成、保存、管理状況について監査役が監査を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ①取締役を中心に構成するリスクマネジメント委員会を置き、各部門のリスクマネジメント業務を統括し、リスクマネジメントの基本方針、推進体制その他重要事項を決定する。
- ②各部門および各子会社の長は、それぞれ自部門、自社に内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は毎月1回の定時取締役会に加え、必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項について審議、議決および取締役の業務執行状況の監督などを行う。
- ②経営の意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図るため、取締役会の議決を必要としない業務執行のうち一定の重要な事項については、役付取締役などで構成される常務会にて審議、決定の上、執行する。
- ③経営と業務執行の分離および責任と権限の明確化を図る観点から執行役員制度を導入し、取締役会は経営戦略の創出と意思決定および業務執行の監督機能に特化し、執行役員は管掌の職務を執行する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①子会社の経営の独立性と自主性を尊重しつつ、緊密な連携を保ち、連結グループ経営の効率性の向上を図るため、子会社管理の基本方針および当社に対する報告事項などを社内規程に定める。
- ②子会社は上記社内規程に則り、経営計画、損益、業務執行状況などの報告を当社に定期的に行う。
子会社管理の所轄部門は、当該報告などにより子会社の業務の適正性、効率性を確認するとともに、子会社が「ハリマグローバル企業行動基準」に則ったコンプライアンス体制を構築し、リスク管理体制を確立できるよう指導、監督する。
- ③財務報告の信頼性を確保するため、これに係る内部統制を整備、運用および評価する。
- ④監査役と監査グループは、定期的または随時にグループ管理体制を監査する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。
- ②当該使用人は、監査役から指示された職務に関して、取締役および上長などの指揮、命令を受けない。
- ③当該使用人の人事異動、人事評価および懲戒処分は、監査役会の同意を得た上で行う。

(7)取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①当社および子会社の取締役および使用人は監査役に対して、法定の事項に加え、次の事項を遅滞なく報告する。
 - 一 当社グループの経営および事業運営に著しい損害を与える、または与えるおそれのある重要事項
 - 二 監査グループが行う内部監査の結果
 - 三 内部通報制度による、またはその他の方法による内部通報の内容および対処
- ②上記にかかわらず、監査役は随時、当社および子会社の取締役および使用人に対して報告または書類の提出を求め、また重要と判断する会議に出席することができる。
- ③当社は監査役に上記の報告を行った当社および子会社の取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

(8)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①「監査役会規程」および「監査役監査規程」を定め、これらに基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保する。
- ②監査役は代表取締役、会計監査人と相互に意思疎通を図るため、定期的に意見交換を行う会合を開催する。
- ③監査役は監査グループおよび会計監査人と緊密な連携を保ちながら、監査を実施する。
- ④当社は監査役の職務の執行について合理的に生ずる費用の前払いまたは償還、その他当該職務の執行について生ずる費用または債務を、監査役の請求に基づき速やかに支弁する。

(9)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方、およびその整備状況

当社グループは「ハリマグローバル企業行動基準」において、社会の秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える個人、団体に関わるなど、社会良識に反する行為は行わない旨を定めている。

また、外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集、管理を行っている。

6. 剰余金の配当などの決定に関する方針

株主の皆様への配当につきましては、安定した配当を継続して実施するとともに、将来の企業価値向上による株主利益の増大を目指した積極的な事業展開に備え、内部留保の充実に努め経営基盤の強化を図りながら、業績動向、配当性向を勘案して実施してまいります。

内部留保金につきましては、財務体質の強化、収益性の高い事業および研究開発活動への投資、生産体制の整備などに活用してまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当、期末配当ともに取締役会であります。

当期の配当金につきましては、2014年10月31日に取締役会決議を行い、中間配当金として1株当たり7円を実施しておりますが、期末配当金は1株当たり7円の普通配当とさせていただき、年間配当金は1株当たり14円とさせていただきます。

なお、期末配当金および剰余金の処分につきましては、計算書類に係わる法定の監査を経て、取締役会で決定したものであります。当社は、剰余金の配当などについて会社法の定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会によらず取締役会の決議による旨定款に定めております。

-
- (注) 1. 事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
2. 売上高などの記載金額には、消費税などは含まれておりません。
3. 「5. 会社の体制および方針」は、2015年4月21日開催の取締役会で決議された内容の概要を記載しており、監査報告を作成するに際し、監査役が監査した当該体制と一部異なっております。

連結貸借対照表 (2015年3月31日現在)

(単位：千円)
(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

科 目	当期	前期
(資産の部)		
流動資産	42,790,377	41,167,712
現金及び預金	5,441,564	6,635,671
受取手形及び売掛金	19,855,990	20,133,016
商品及び製品	6,922,010	5,798,625
原材料及び貯蔵品	7,234,930	5,281,258
繰延税金資産	492,335	386,300
その他	3,066,222	3,039,688
貸倒引当金	△222,676	△106,848
固定資産	32,465,253	29,303,581
有形固定資産		
建物及び構築物	5,954,965	6,240,624
機械装置及び運搬具	5,445,286	4,885,776
土地	10,069,501	10,174,483
リース資産	668,788	377,162
その他	1,495,288	1,369,857
無形固定資産	1,033,109	943,649
ソフトウェア	119,007	109,636
その他	914,102	834,012
投資その他の資産	7,798,313	5,312,026
投資有価証券	6,644,026	4,044,574
繰延税金資産	203,980	336,763
その他	972,821	945,604
貸倒引当金	△22,515	△14,915
資産合計	75,255,630	70,471,293

科 目	当期	前期
(負債の部)		
流動負債	24,723,217	28,729,818
支払手形及び買掛金	9,971,251	9,914,452
短期借入金	8,932,685	12,715,487
一年内返済予定の長期借入金	1,241,101	1,796,392
リース債務	85,836	67,017
未払法人税等	440,832	483,161
繰延税金負債	130,061	88,552
役員賞与引当金	—	8,630
その他	3,921,448	3,656,124
固定負債	17,453,271	10,275,493
長期借入金	12,440,961	5,364,376
リース債務	1,267,560	938,948
繰延税金負債	567,983	646,076
預り保証金	802,581	848,985
役員退職慰労引当金	389,536	493,764
退職給付に係る負債	1,705,035	1,668,583
資産除去債務	47,311	46,676
その他	232,302	268,083
負債合計	42,176,488	39,005,311
(純資産の部)		
株主資本	28,169,899	29,354,565
資本金	10,012,951	10,012,951
資本剰余金	9,744,379	9,744,379
利益剰余金	8,474,754	9,659,326
自己株式	△62,185	△62,091
その他の包括利益累計額	2,889,977	359,779
その他有価証券評価差額金	1,497,386	901,660
為替換算調整勘定	2,034,732	△5,529
退職給付に係る調整累計額	△642,141	△536,351
少数株主持分	2,019,264	1,751,636
純資産合計	33,079,141	31,465,982
負債・純資産合計	75,255,630	70,471,293

連結損益計算書 (2014年4月1日から2015年3月31日まで)

(単位：千円)
(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

科 目	当期	前期
売上高	82,691,713	75,174,520
売上原価	68,046,540	61,352,710
売上総利益	14,645,173	13,821,810
販売費及び一般管理費	13,672,328	12,946,138
営業利益	972,845	875,672
営業外収益	496,905	2,170,727
受取利息及び配当金	96,455	105,308
不動産賃貸料	124,806	126,882
持分法による投資利益	44,929	41,457
為替差益	—	1,596,682
その他	230,713	300,395
営業外費用	1,221,195	438,753
支払利息	348,560	333,040
支払手数料	103,236	31,999
為替差損	610,314	—
その他	159,083	73,713
経常利益	248,555	2,607,646
特別利益	19,830	142,148
投資有価証券売却益	19,830	—
保険解約返戻金	—	142,148
特別損失	654,910	966,873
減損損失	452,664	421,511
貸倒引当金繰入額	90,746	—
固定資産解体撤去費	83,000	—
関係会社出資金売却損	28,499	—
固定資産売却損	—	425,750
訴訟関連損失	—	119,612
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△386,525	1,782,921
法人税、住民税及び事業税	786,768	1,263,910
法人税等調整額	△308,310	73,822
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失(△)	△864,982	445,187
少数株主利益	160,731	165,031
当期純利益又は当期純損失(△)	△1,025,714	280,155

連結株主資本等変動計算書

(2014年4月1日から2015年3月31日まで)

(単位：千円)
(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,012,951	9,744,379	9,659,326	△62,091	29,354,565
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	204,426	—	204,426
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,012,951	9,744,379	9,863,753	△62,091	29,558,992
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△363,284	—	△363,284
当期純損失(△)	—	—	△1,025,714	—	△1,025,714
自己株式の取得	—	—	—	△93	△93
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△1,388,999	△93	△1,389,092
当期末残高	10,012,951	9,744,379	8,474,754	△62,185	28,169,899

項目	その他の包括利益累計額				少数株主分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	901,660	△5,529	△536,351	359,779	1,751,636	31,465,982
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	204,426
会計方針の変更を反映した当期首残高	901,660	△5,529	△536,351	359,779	1,751,636	31,670,408
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△363,284
当期純損失(△)	—	—	—	—	—	△1,025,714
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△93
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	595,726	2,040,262	△105,790	2,530,197	267,627	2,797,825
当期変動額合計	595,726	2,040,262	△105,790	2,530,197	267,627	1,408,732
当期末残高	1,497,386	2,034,732	△642,141	2,889,977	2,019,264	33,079,141

貸借対照表 (2015年3月31日現在)

(単位：千円)

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

科 目	当期	前期
(資産の部)		
流動資産	4,713,239	8,648,277
現金及び預金	440,528	953,126
前払費用	30,134	38,382
短期貸付金	3,768,907	7,506,202
未収入金	287,549	110,174
繰延税金資産	172,803	32,040
その他	13,316	8,351
固定資産	42,368,351	36,835,429
有形固定資産	7,138,123	7,684,632
建物	1,393,739	1,600,792
構築物	605,481	701,914
機械装置	474,604	662,680
船舶	0	0
車輛運搬具	2,763	4,741
工具器具備品	96,918	128,323
土地	4,554,925	4,554,925
リース資産	9,691	12,114
建設仮勘定	—	19,140
無形固定資産	336,659	129,001
借地権	47,565	47,565
ソフトウェア	87,845	81,089
その他	201,248	346
投資その他の資産	34,893,568	29,021,795
投資有価証券	3,882,173	3,149,304
関係会社株式	19,024,578	19,024,578
関係会社出資金	1,323,725	1,505,257
長期貸付金	10,090,231	4,550,810
繰延税金資産	9,760	183,242
その他	570,754	609,856
貸倒引当金	△7,655	△1,255
資産合計	47,081,591	45,483,706

科 目	当期	前期
(負債の部)		
流動負債	9,516,232	13,051,800
短期借入金	8,457,968	10,972,548
1年内返済予定の長期借入金	990,960	1,621,886
リース債務	2,543	2,543
未払法人税等	9,625	266,763
未払費用	15,665	163,409
役員賞与引当金	—	8,630
その他	39,470	16,019
固定負債	11,966,599	6,082,440
長期借入金	11,536,836	5,270,618
リース債務	7,631	10,175
関係会社事業損失引当金	5,000	290,000
役員退職慰労引当金	369,820	464,970
資産除去債務	47,311	46,676
負債合計	21,482,832	19,134,241
(純資産の部)		
株主資本	24,120,669	25,449,889
資本金	10,012,951	10,012,951
資本剰余金	9,744,379	9,744,379
資本準備金	9,744,379	9,744,379
利益剰余金	4,425,523	5,754,650
利益準備金	501,830	501,830
その他利益剰余金	3,923,692	5,252,819
試験研究積立金	100,000	100,000
公害防止積立金	100,000	100,000
退職手当積立金	620,000	620,000
固定資産圧縮積立金	127,762	126,949
別途積立金	3,610,000	5,610,000
繰越利益剰余金	△634,069	△1,304,129
自己株式	△62,185	△62,091
評価・換算差額等	1,478,089	899,576
その他有価証券評価差額金	1,478,089	899,576
純資産合計	25,598,758	26,349,465
負債・純資産合計	47,081,591	45,483,706

損益計算書 (2014年4月1日から2015年3月31日まで)

(単位：千円)
(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

科 目	当 期	前 期
営 業 収 益	2,337,243	2,840,023
営 業 費 用	596,594	738,949
売 上 総 利 益	1,740,649	2,101,073
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,307,915	1,276,258
営 業 利 益	432,733	824,814
営 業 外 収 益	386,877	1,704,875
受 取 利 息 及 び 配 当 金	255,146	414,498
為 替 差 益	—	1,216,906
そ の 他	131,731	73,471
営 業 外 費 用	1,419,317	228,474
支 払 利 息	189,661	192,444
支 払 手 数 料	103,236	31,999
為 替 差 損	1,118,215	—
そ の 他	8,203	4,030
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	△599,706	2,301,216
特 別 利 益	90,830	220,000
投 資 有 価 証 券 売 却 益	19,830	—
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 戻 入 益	71,000	220,000
特 別 損 失	580,368	3,627,339
関 係 会 社 事 業 損 失	260,000	—
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	199,960	657,974
減 損 損 失	109,007	—
関 係 会 社 株 式 評 価 損	—	2,103,949
そ の 他	11,400	865,415
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	△1,089,244	△1,106,123
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,000	480,000
法 人 税 等 調 整 額	△129,402	9,788
当 期 純 損 失 (△)	△965,841	△1,595,911

株主資本等変動計算書 (2014年4月1日から2015年3月31日まで)

(単位：千円)
(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

項目	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金	剰余金		その他利益剰余金			
						試験研究積立金	公害防止積立金	退職手当積立金	固定資産圧縮積立金
当期首残高	10,012,951	9,744,379	9,744,379	501,830	100,000	100,000	620,000	126,949	
当期変動額									
剰余金の配当積立金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	—	△5,378
積立金の積立	—	—	—	—	—	—	—	—	6,191
当期純損失(△)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	—	—	813
当期末残高	10,012,951	9,744,379	9,744,379	501,830	100,000	100,000	620,000	127,762	

項目	株主資本						評価・換算差額等		純資産計
	利益剰余金			自己株式	株主資本計	その他証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
	その他利益剰余金		利益剰余金						
	別途積立金	繰越利益剰余金							
当期首残高	5,610,000	△1,304,129	5,754,650	△62,091	25,449,889	899,576	899,576	26,349,465	
当期変動額									
剰余金の配当積立金の取崩	—	△363,284	△363,284	—	△363,284	—	—	△363,284	
積立金の積立	△2,000,000	2,005,378	—	—	—	—	—	—	
当期純損失(△)	—	△6,191	—	—	—	—	—	—	
当期純損失(△)	—	△965,841	△965,841	—	△965,841	—	—	△965,841	
自己株式の取得	—	—	—	△93	△93	—	—	△93	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	578,513	578,513	578,513	
当期変動額合計	△2,000,000	670,060	△1,329,126	△93	△1,329,219	578,513	578,513	△750,706	
当期末残高	3,610,000	△634,069	4,425,523	△62,185	24,120,669	1,478,089	1,478,089	25,598,758	

独立監査人の監査報告書

2015年5月14日

ハリマ化成グループ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 佃 弘一郎 ㊤
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中嶋誠一郎 ㊤
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ハリマ化成グループ株式会社の2014年4月1日から2015年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハリマ化成グループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2015年5月14日

ハリマ化成グループ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 佃 弘一郎 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中嶋誠一郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ハリマ化成グループ株式会社の2014年4月1日から2015年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2014年4月1日から2015年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるとともに、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2015年5月15日

ハリマ化成グループ株式会社 監査役会
常勤監査役 田中 饒一良 ㊟
監査役 道上 達也 ㊟
監査役 平松 秀則 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行

2015年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)(以下「改正会社法」という)により、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、機関設計、取締役・取締役会、選任方法、任期、報酬など所要の変更を行うものであります。

(2) 責任限定契約の範囲の変更

改正会社法により、会社法第427条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことに伴い、責任限定契約を締結することができる取締役の範囲を変更するものであり、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第3条(省略)	第1条～第3条(省略)
第4条(機 関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 <u>(3)監査役会</u> <u>(4)会計監査人</u>	第4条(機 関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (削 除) <u>(2)監査等委員会</u> <u>(3)会計監査人</u>
第5条～第16条(省略)	第5条～第16条(省略)
第17条(員 数) 当社の取締役は、9名以内とする。 (新 設)	第17条(員 数) 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、9名以内とする。 2. <u>前項の取締役とは別に、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>

現行定款	変更案
<p>第18条(選任方法)</p> <p>取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>第19条(任 期)</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第20条(役付取締役)</p> <p>取締役会は、その決議をもって、取締役の中から社長1名を選定し、必要に応じて名誉会長、会長各1名および副社長、専務、常務、相談役各若干名を選定することができる。</p>	<p>第18条(選任方法)</p> <p>取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区分して選任する。</u></p> <p>2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>第19条(任 期)</p> <p>取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>前項にかかわらず、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任されたものの任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第20条(役付取締役)</p> <p>取締役会は、その決議をもって、取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から社長1名を選定し、必要に応じて名誉会長、会長各1名および副社長、専務、常務、相談役各若干名を選定することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第21条～第22条(省略)</p> <p>第23条(招 集) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第24条～第26条(省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第27条(報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第21条～第22条(省略)</p> <p>第23条(招 集) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第24条～第26条(省略)</p> <p>第27条(取締役への委任) <u>当社は、会社法第399条の13第6項に基づき、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第28条(報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="223 238 642 269">第28条(社外取締役との責任限定契約)</p> <p data-bbox="299 278 810 455">当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、当社に対する賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p data-bbox="344 580 687 647">第5章 監査役および監査役会 (新 設)</p> <p data-bbox="470 919 563 949">(新 設)</p> <p data-bbox="223 1109 400 1140">第29条(員 数)</p> <p data-bbox="322 1149 721 1179">当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p data-bbox="223 1221 424 1251">第30条(選任方法)</p> <p data-bbox="322 1261 746 1291">監査役は、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="299 1300 810 1403">前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p data-bbox="833 238 1206 269">第29条(取締役との責任限定契約)</p> <p data-bbox="908 278 1422 495">当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、当社に対する賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p data-bbox="1002 580 1254 610">第5章 監査等委員会</p> <p data-bbox="833 619 1013 650">第30条(招 集)</p> <p data-bbox="908 659 1422 762">監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="867 771 1422 873">2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p data-bbox="833 919 1134 949">第31条(監査等委員会規程)</p> <p data-bbox="908 958 1422 1061">監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p data-bbox="1078 1109 1174 1140">(削 除)</p> <p data-bbox="1078 1221 1174 1251">(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>第31条(任 期)</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第32条(常勤の監査役)</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p><u>第32条(常勤の監査等委員)</u> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p><u>第33条(招 集)</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u> <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第34条(監査役会の決議方法)</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p><u>第33条(監査等委員会の決議方法)</u> <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p><u>第35条(監査役会規程)</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>第36条(報酬等)</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第37条(社外監査役との責任限定契約)</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、当社に対する賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第6章 計 算</p>
<p><u>第38条(事業年度)</u> <u>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p>	<p><u>第34条(事業年度)</u> <u>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p>
<p><u>第39条(剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p>	<p><u>第35条(剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第40条(剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>第36条(剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>第41条(配当金の除斥期間) 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>2. 前項の金銭には利息をつけない。</p>	<p>第37条(配当金の除斥期間) 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>2. 前項の金銭には利息をつけない。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>付 則</p> <p>第1条(監査役の責任免除に関する経過措置) <u>当社は、第73期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第2条(社外監査役の責任免除に関する経過措置) <u>当社は、第73期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

本定時株主総会終結のときをもって、取締役全員(5名)の任期が満了いたします。つきましては、安全・環境・品質、生産技術部門強化のため1名増員し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者
番号

1

再任

はせがわ よしひろ
長谷川 吉弘
(生年月日 1947年8月30日生)

所有する当社の株式数

1,738,353株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年 4月 当社入社
1977年 12月 当社取締役
1983年 8月 当社常務取締役
1985年 6月 当社取締役副社長
1987年 6月 当社代表取締役副社長
1988年 5月 播磨商事株式会社(現 ハリマ化成商事株式会社)
代表取締役社長(現任)
1988年 6月 当社代表取締役社長(現任)
1994年 11月 ハリマエムアイディ株式会社代表取締役社長(現任)
2004年 4月 公益財団法人松籟科学技術振興財団理事長(現任)
2012年 10月 ハリマ化成株式会社代表取締役社長(現任)
2014年 6月 ローター社会長(現任)

候補者
番号

2

再任

こうの まさなお
河野 政直
(生年月日 1949年7月14日生)

所有する当社の株式数

15,072株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1968年 3月 当社入社
1998年 4月 当社電子材料営業部長
2002年 3月 当社電子材料事業部長
2002年 7月 当社執行役員
2004年 6月 当社取締役
2009年 6月 当社事業本部長
2010年 6月 当社常務取締役(現任)
2010年 6月 当社常務執行役員(現任)
2012年 10月 当社事業カンパニー統括
2012年 10月 当社購買グループ担当
2012年 10月 ハリマ化成株式会社取締役(現任)
2014年 6月 当社事業カンパニー部門統括(現任)
2014年 6月 当社樹脂・化成品事業カンパニー長(現任)

候補者
番号

3

再任

かねしろ てるお
金城 照夫
(生年月日 1950年12月31日生)

所有する当社の株式数

35,842株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1973年 4月 株式会社神戸銀行(現 株式会社三井住友銀行) 入行
2004年 2月 当社入社、経理部長
2004年 6月 当社取締役
2004年 6月 当社執行役員
2009年 6月 当社管理本部長
2010年 6月 当社常務取締役(現任)
2010年 6月 当社常務執行役員
2012年 10月 当社経理グループ、総務グループ、法務グループ、
人事グループ、広報グループ担当
2012年 10月 ハリマ化成株式会社取締役(現任)
2014年 6月 当社常務執行役員(現任)
2014年 6月 当社本社グループ管理部門統括(現任)

候補者
番号

4

再任

いなば まさし
稲葉 正志
(生年月日 1951年1月22日生)

所有する当社の株式数

6,744株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1975年 4月 三菱油化株式会社(現三菱化学株式会社) 入社
1999年 6月 三菱化学株式会社化成成品研究所長
2006年 4月 株式会社三菱化学科学技術研究センター取締役
2007年 4月 三菱化学株式会社理事
2008年 4月 株式会社三菱化学科学技術センター取締役副社長
2010年 7月 筑波大学大学院生命環境科学研究科教授
2012年 1月 当社入社
2012年 4月 当社常務執行役員(現任)
2012年 4月 当社研究開発戦略室長
2012年 6月 当社常務取締役(現任)
2012年 10月 当社研究開発統括
2012年 10月 当社研究開発カンパニー長(現任)
2014年 6月 当社研究開発部門統括(現任)

候補者
番号

5

再任

たになか いちろう
谷中 一朗
(生年月日 1968年3月12日生)

所有する当社の株式数

3,378株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1993年 4月 当社入社
2005年 4月 当社中央研究所開発室長
2008年 6月 当社執行役員
2010年 6月 当社取締役
2011年 1月 当社経営企画室長
2012年 10月 当社経営企画グループ長
2012年 10月 当社情報システムグループ長
2012年 10月 当社監査グループ、業務グループ担当
2014年 6月 当社常務取締役(現任)
2014年 6月 当社常務執行役員(現任)
2014年 6月 ローター社社長兼CEO(現任)

候補者
番号

6

新任

つちだ ふみあき
土田 史明
(生年月日 1953年11月24日生)

所有する当社の株式数

11,335株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年 4月 当社入社
1997年 11月 当社品質保証室長
2000年 11月 当社富士工場長
2005年 10月 当社生産技術部長
2008年 6月 当社執行役員
2009年 6月 当社加古川製造所長
2010年 6月 当社取締役
2012年 10月 当社安全・環境・品質グループ長(現任)
2012年 10月 当社生産技術グループ長(現任)
2012年 10月 ハリマ化成株式会社加古川製造所長(現任)
2014年 6月 当社上席執行役員(現任)

- (注) 1. 取締役候補者長谷川吉弘氏は、ハリマ化成株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社より債務保証を受けております。
2. 取締役候補者長谷川吉弘氏は、ハリマエムアイディ株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社より原料購入の取引およびグループ内貸付を行っております。
3. 他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 各候補者が所有する当社の株式数には、ハリマ化成役員持株会における持分を含んでおります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じるときをもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力が生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者
番号

1

新任

たなか じょういちろう
田中 饒一良
(生年月日 1945年12月17日生)

所有する当社の株式数

18,252株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1968年 4月 当社入社
1995年 4月 当社加古川製造所長
1999年 6月 当社製造本部長
2000年 6月 当社取締役
2002年 3月 当社樹脂・化成品事業部長
2002年 7月 当社執行役員
2008年 6月 当社常務取締役
2008年 6月 当社常務執行役員
2011年 6月 当社顧問
2012年 6月 当社常勤監査役(現任)
2012年 10月 ハリマ化成株式会社常勤監査役(現任)

候補者
番号

2

新任

みちがみ たつや
道上 達也
(生年月日 1957年7月14日生)

社外取締役

所有する当社の株式数

0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月 弁護士登録
1987年 4月 北門総合法律事務所開設 現在に至る
1987年 6月 当社社外監査役(現任)

候補者
番号

3

新任

ひらまつ ひでのり
平松 秀則

(生年月日 1943年8月18日生)

社外取締役

所有する当社の株式数

0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1967年 4月 株式会社神戸銀行(現 株式会社三井住友銀行)入行
1995年 6月 同行取締役姫路支店長
2002年 6月 同行副頭取兼副頭取執行役員
2003年 6月 神戸土地建物株式会社代表取締役社長
2007年 6月 神戸電鉄株式会社社外取締役(現任)
2007年 6月 当社社外監査役(現任)
2007年 6月 神戸土地建物株式会社取締役会長

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 道上達也氏および平松秀則氏は社外取締役候補者であります。
3. 平松秀則氏は神戸電鉄株式会社の社外取締役を兼務しており、当社と同社との間には重要な取引関係はありません。
4. 道上達也氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、高い識見と幅広い経験を有することから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
5. 平松秀則氏は、企業経営および財務・会計などの豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有することから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
6. 当社は、道上達也氏および平松秀則氏が監査等委員である取締役に就任した場合、各氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
7. 道上達也氏および平松秀則氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
8. 各候補者が所有する当社の株式数には、ハリマ化成役員持株会における持分を含んでおります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じるときをもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。松岡大藏氏は監査等委員である社外取締役候補者道上達也氏および平松秀則氏の補欠として、小林武氏は監査等委員である取締役候補者田中饒一良氏の補欠として、選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力が生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	
1	
	まつおか だいぞう 松岡 大藏 (生年月日 1939年12月28日生)
	所有する当社の株式数
	0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1958年 4月 大阪国税局採用
1994年 7月 大阪国税局法人税課長
1997年 7月 大阪国税局徴収部長
1998年 9月 松岡税理士事務所開設 現在に至る

候補者 番号	
2	
	こばやし たけし 小林 武氏 (生年月日 1951年9月3日生)
	所有する当社の株式数
	10,100株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年 4月 当社入社
2005年 4月 当社総務部長
2011年 9月 ハリマ化成商事株式会社常務取締役(現任)

- (注) 1. 各補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松岡大藏氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 松岡大藏氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏は監査等委員である社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、社外取締役に就任した場合に、長年の税務実務により培われた知識、経験を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断したためであります。
4. 松岡大藏氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、同氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2014年6月26日開催の第72期定時株主総会において年額300百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じるときをもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬額を廃止し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を、経済情勢など諸般の事情も考慮して、年額300百万円以内と定めること、ならびに各取締役に対する具体的金額、支給の時期などは、取締役会の決議によることとさせていただきたく存じます。また、取締役の報酬額には、役員賞与等の財産上の利益を含みますが、使用人兼務取締役の使用人分の給与等は、含まないものといたします。

第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、定款に定める取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は9名以内で、取締役は6名となります。

本議案は、第1号議案にかかる定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じるときをもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢など諸般の事情も考慮して、年額48百万円以内と定めること、ならびに、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期などは、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたく存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、定款に定める監査等委員である取締役の員数は5名以内で、監査等委員である取締役は3名(うち社外取締役2名)となります。

本議案は、第1号議案にかかる定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結のときをもって任期が満了し、監査役を退任されます平松秀則氏および第1号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件に、監査役を退任されます田中饒一良氏、道上達也氏の以上3名に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては、第1号議案および第3号議案が原案通り承認可決されることを条件に、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	監査役就任年月
たなか じょういちろう 田中 饒一良	2012年 6月 当社常勤監査役(現任)
みちがみ たつや 道上 達也	1987年 6月 当社監査役(現任)
ひらまつ ひでのり 平松 秀則	2007年 6月 当社監査役(現任)

以上

株主総会 会場のご案内

会場

加古川プラザホテル 2階

兵庫県加古川市加古川町溝之口527番地
Tel 079-421-8877



本総会専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承ください。
当日ご出席の場合は、本冊子をご持参ください。

ホテル契約駐車場

交通のご案内

J R「加古川駅」南口より徒歩5分



環境に配慮した植物油インキを使用しています。